

令和2年2月26日

第133回 遠野市農業委員会総会議事録

第133回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年2月10日
告示番号 遠野市農業委員会告示第2号
会議年月日 令和2年2月26日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、5番 佐々木誠一、
7番 新田佐悦、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、10番 多田靖志、
11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、
16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 4番 古屋敷徳夫、6番 佐々木恵美子、15番 菊池清重

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹
事務局次長兼
農業振興係長 菊池 今英
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第133回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第61号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第62号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第63号 農用地利用集積計画の決定について
議案第64号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について
議案第65号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第66号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
議案第67号 農地等の贈与税の納税猶予等の適用者に係る引き続き農業経
営を行っている等の証明願について
議案第68号 令和2年度遠野市農業労賃標準額の設定について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を7番、新田佐悦委員にお願いします。</p>
		<p>【「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略】</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は16名であります。定足数に達しましたので、第133回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、4番、古屋敷徳夫委員、6番、佐々木恵美子委員、15番、菊池清重委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告いたします。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。報告書をご覧くださいと思います。 2月15日、令和元年度（第46回）遠野市教育文化振興財団顕彰式並びに遠野市体育協会第14回栄誉表彰式でしたが、諸般の事情により欠席しております。 2月18日から19日、市町村農業委員会会長・事務局長研修会及び会議に参加してございます。内容に関してはマスタープランの進め方等でございます。 2月25日から3月13日、令和2年3月遠野市議会定例会が開催されてございます。なお、農業委員会に、●●●●●議員から一般質問が出てございます。 2月25日、令和元年産遠野市葉たばこ生産改善共進会に参加してございます。平成30年に関しては60戸の農家があったそうですが、令和元年に関しては52戸、さらに令和2年は5戸から6戸減るとの話でございました。 以上でございます。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局長		<p>事務事業経過報告書をご覧ください。 1月27日、令和元年度第2回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会を開催しております。 1月28日、令和元年度第5回遠野市農業委員会だより編集委員会議を開催しました。 1月28日、エゴマ油の受け取りに北上市に行っております。 2月3日、農地あっせん委員会です。 2月3日、令和元年度経営戦略セミナーが盛岡市で開催され、3名の委員が出席しております。 2月10日、農地法等申請締切日。 2月12日から13日まで、女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会が盛岡市でありまして、女性委員、推進委員が出席しております。 2月14日、令和2年度農業機械銀行農作業標準料金に係る検討会がありまして、事務局で対応しております。 2月16日、地域農業マスタープラン集落話合いが小友町4区で開催されました。地区の農業委員が出席しております。 2月17日、農地転用等現地確認調査を実施しました。 2月19日、令和2年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会議を開催しております。 2月20日、令和元年度第11回遠野市農業委員会運営委員会を開催しました。 2月26日、本日、総会を開催しております。総会開催後、第7回農業委員会だより編集委員会議を開催します。 2月27日以降の主な行事予定です。 3月1日、令和2年度飯豊・沢田地区営農組合総会があります。</p>

	<p>3月4日とありますが16日、令和元年度一般社団法人岩手県農業会議定期総会が盛岡市で開催されます。</p> <p>3月4日、地域農業マスタープラン集落話合い、附馬牛町荒屋地区です。</p> <p>3月10日、農地法等申請締切日です。</p> <p>3月13日、令和元年度第12回遠野市農業委員会運営委員会を13日に開催することになりました。上乘せ報酬等を協議します。</p> <p>3月16日、農地転用等現地確認調査です。</p> <p>3月17日、遠野地方YYY推進女性の会、給食レシピづくり・試食会並びに令和元年度総会が開催されます。</p> <p>3月18日、令和元年度第2回農政専門委員会を開催します。</p> <p>3月18日、アスト通信放送予定日です。</p> <p>3月19日、農業委員会だよりが発行になります。併せて令和2年度農業労賃標準額表を全戸配布いたします。</p> <p>3月23日、第13回運営委員会を開催します。</p> <p>3月24日、令和元年度（第46回）花巻農協遠野地域野菜生産部会通常総会があります。</p> <p>3月25日、第134回遠野市農業委員会総会です。総会終了後、第7回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催します。</p> <p>最後ですが、3月中に遠野市地域農業マスタープラン実質化のための話し合い活動を11集落で開催する予定です。地域については記載のとおりです。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>【報告事項】</p> <p>次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>1ページです。農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告についてです。内容につきましては備考欄の方の死亡によりまして取得者が相続で農地を取得したというものです。3件あります。</p> <p>番号1番、子が相続したという内容で、農地も取得者が管理します。</p> <p>番号2番、亡くなった方の兄弟が取得したという内容です。</p> <p>番号3番、現況が宅地ですが、すでに昭和40年に転用許可している案件で、地目が変更になっていないというものです。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>2ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。内容につきましては農地の解約になります。件数は3件です。</p> <p>番号1番、借人が作付けを令和2年度からやらなくなったことから、変更により解約するものです。</p> <p>番号2番、売買を予定しておりまして、関連で議案第62号2番にあります。売買先は借人になります。</p> <p>番号3番、売買のため解約するものです。議案第62号3番で審議されることになっております。こちらは借人ではない方に農地を売る内容であります。</p> <p>報告は以上です。</p>

議	長	ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。
議	長	【日程第1】 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認め、議事録署名人に8番、河内克倫委員、9番、綱木秀治委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。 次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいただきます。
農地係	長	第133回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 法第3条、今月計9件、45,369㎡。 利用集積、今月計65件、339,141㎡。 法第4条、今月は申請ございませんでした。 法第5条、今月計4件、5,641㎡。 適用外、申請ございませんでした。 法第18条第6項、今月計3件、12,460㎡。 以上でございます。
議	長	【日程第2】 次に日程第2、議案第61号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいただきます。
農地係	長	5ページです。議案第61号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、貸出人は労力不足で耕作できないため貸し付けるものです。借受人は貸出人の要請により借り受けるもので、草地として利用するものです。 番号2番、貸出人は高齢により耕作できないため、賃貸借で貸し付けるものです。借受人は貸出人の要請により借り受けるものです。 以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。
議	長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●●地区推進委員、お願いします。
推進委員		2月17日の現地確認調査結果について報告します。確認者は職員2名、農業委員1名、最適化推進委員2名です。借受人は現在和牛種を行っており、現状草地で、何ら問題ないと思われまます。以上です。
議	長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員		2月17日、事務局2人、農業委員3人、推進委員で現地確認しました。大変きれい

		な状態でしたので、何ら問題ないと思います。終わります。
議	長	はい、ご苦労様でした。説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第61号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第3】 次に日程第3、議案第62号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係	長	6ページ、7ページです。議案第62号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、譲渡人は市外に居住し耕作できないことから譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりです。 番号2番、譲渡人は市外に居住し耕作できないことから、これまで賃貸借により耕作していた譲受人に譲り渡すものです。 番号3番、譲渡人は高齢で耕作できないため譲り渡すものです。譲受人は申請地の隣に田を有していることから、今回譲り渡し人からの要請により譲り受けるものです。 番号4番、譲受人は規模拡大のため譲り受けるものです。申請地は譲受人が所有する田の組田であります。 番号5番、譲渡人は労力不足のため親戚である譲受人に譲り渡すものです。 番号6番、本案件は所有者死亡、相続人不存在により、相続財産管理人に選任された譲渡人が管理する相続財産を整理するため、これまで賃貸借により耕作していた譲受人に売買で譲り渡すものです。なお、本案件については裁判所の許可を得て相手方及び売買価格の審判を受けております。 番号7番、父から子への生前一括贈与です。 以上7件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員		2月17日、事務局2名、農業委員1名、推進委員2名で現地確認を行いました。譲受人の田が隣ということでお願いして買ってもらったようで、何も問題ありません。
議	長	●●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員		2月17日の現地確認調査結果について報告します。確認者は職員2名、農業委員1名、推進委員2名です。譲受人については現に水稻栽培、作付けをしており、これについては何ら問題ないと思います。以上です。
議	長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員		●●地区推進委員、菊池勝です。2月17日に現地確認しました。事務局2名、農業

	委員2名、推進委員2名で実施しました。引き続き農地として活用するという事なので問題ないと思います。以上です。
議長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
3番委員	3番、多田です。売買ということでそれぞれ売買金額がありますけれども、それについてはお互いの話し合いの結果の金額なのか確認したいと思います。
農地係長	お答えいたします。売買価格については、いずれの案件につきましても、譲渡人、譲受人の合意により設定された価格でございます。
議長	よろしいですか。
3番委員	はい。
議長	その他、質疑ございませんか。
8番委員	8番、河内です。6番の案件ですけれども、相続の受け手がないということで、裁判で決められた、という話でしたが、この金額は裁判上高いのか、安いのか、妥当なのか、判断がつかないので。
農地係長	お答えいたします。これにつきましては、あくまでも裁判所の審判により設定された価格ですので、こちらの通常の判断では申し上げにくい部分であります。田としてみた場合には決して高い金額ではないのかなというところでみております。
議長	よろしいですか。
8番委員	はい。
議長	その他、質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第62号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第4】
議長	続きまして日程第4、議案第63号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	8ページです。議案第63号、農用地利用集積計画の決定について、説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は65件で、8ページから19ページまで、内訳は利用権設定の新規が30件、更新が34件、あっせんによる所有権移転が1件となっています。 番号1番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。 番号2番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。 番号3番4番5番、更新です。

番号6番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。
番号7番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。
番号8番から11番まで、更新です。
番号12番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。
番号13番から16番まで、更新です。
番号17番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。
番号18番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。
番号19番20番、更新です。
番号21番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。
番号22番から32番まで、更新です。
番号33番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の1番と関連しています。
番号34番、更新です。
番号35番、先月の総会においてあっせん委員を指名し、2月3日に開催した農地あっせん委員会により売買が成立したものです。所有権移転時期は令和2年2月27日、売買価格は記載のとおりです。
番号36番37番、更新です。
番号38番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の2番と関連しています。
番号39番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の3番と関連しています。
番号40番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の3番と関連しています。
番号41番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の3番と関連しています。
番号42番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の3番と関連しています。
番号43番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の3番と関連しています。
番号44番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の3番と関連しています。
番号45番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の3番と関連しています。
番号46番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の3番と関連しています。
番号47番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の3番と関連しています。
番号48番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の3番と関連しています。
番号49番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の4番と関連しています。
番号50番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の3番と関連しています。
番号51番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の3番と関連しています。
番号52番、更新です。
番号53番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。
番号54番、更新です。
番号55番、新規で、契約期間4年の賃貸借権設定です。
番号56番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。
番号57番、更新です。
番号58番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の5番と関連しています。

		<p>番号59番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の7番と関連しています。</p> <p>番号60番から62番まで、更新です。</p> <p>番号63番、新規で、契約期間10年の貸借権設定、中間管理権の設定です。議案第64号配分計画の8番と関連しています。</p> <p>番号64番、新規で、契約期間10年10か月の貸借権設定です。</p> <p>番号65番、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号17番、番号18番及び番号23番について、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。番号17番、番号18番及び番号23番を除く62件について、質疑ございませんか。</p>
5 番 委 員		<p>ちょっとお聞きしますけれども、契約期間3年とか4年とか載っていますが、これは貸す側の意向ですか、借りる側の意向ですか。</p>
議	長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開します。</p>
事 務 局 長		<p>例えば、6番の案件によりますと、どちらの意向というのは書いてないですが、高齢につき管理が難しくなったために担い手が頼まれたというもので、5年につきましては両者合意の上でということになります。</p>
5 番 委 員		<p>はい。</p>
議	長	<p>その他、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第63号は原案のとおり「可」とす</p>

		<p>ることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p>【日程第5】</p> <p>続いて日程第5、議案第64号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>20ページです。議案第64号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、ご説明いたします。遠野市長より農用地利用配分計画が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、計画の作成について意見を求めるものです。本議案に係る申請は利用権設定が8件、●●町、●●町に関するものが各1件、●●町に関するものが4件、●●町●●●に関するものが2件です。</p> <p>番号1番、使用貸借権設定、契約期間10年です。</p> <p>番号2番、賃貸借権設定、契約期間10年です。</p> <p>番号3番、使用貸借権設定、契約期間10年です。</p> <p>番号4番、使用貸借権設定、契約期間10年です。</p> <p>番号5番、賃貸借権設定、契約期間10年です。</p> <p>番号6番、再配分で、賃貸借権設定、契約期間4年です。</p> <p>番号7番、使用貸借権設定、契約期間10年です。</p> <p>番号8番、賃貸借権設定、契約期間10年です。</p> <p>申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第64号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第6】</p> <p>続いて日程第6、議案第65号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長		<p>22ページです。議案第65号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、■■■■■■■における■■■■■■■の資材の■■■■■■■及び■■■■■の設置を目的とする転用です。申請人は同町内で稼働する■■■■■のため、■■■■■■■の■■■■■、■■■■■、■■■■■等の大型資材の保管と、■から■■■■■■■で輸送された大型</p>

		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第65号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり「可」と決しました。
		【日程第7】
議	長	続いて日程第7、議案第66号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係	長	23、24ページです。議案第66号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてです。下記の農地転用事業計画の変更申請について、意見の決定を求めるものです。 番号1番、事業承継と事業計画の変更になります。事業承継につきましては、同町で■■■■■■を稼働する確実性が高まったことを受け実際に事業を行う事業用子会社を設立したため、平成27年8月12日に5条転用許可を受けた親会社から子会社へ転用事業を承継するものです。さらに親会社が実施していた■■■■■について、平成30年8月11日までとしていたものを令和3年6月14日まで延長し■■■■■を実施するものであります。 番号2番、申請人は復旧工事のため仮設事務所を一時転用で設置しておりましたが、護岸ブロック法線の変更及び盛土材の搬入場所の不足により工期が延長となったため、転用期間を当初令和2年3月31日としていたものを令和2年5月31日まで延長するものであります。 番号3番、先ほどの議案第65号4番の案件の事業計画変更であります。申請人は令和元年9月19日付けで5条転用許可を受けましたが、住宅建築を依頼した業者と工期日程が合わず、建築業者を変更し設計をやり直したところ、住宅建築面積、駐車場、通路、植栽、法面について事業計画の変更が生じたため記載のとおりに変更するものであります。また、事業期間についても、当初令和2年4月30日までとしていたものを令和2年7月31日まで延長して実施しようとするものです。 以上3件について、ご審議よろしくお願いたします。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第66号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり「可」と決しました。10分間休憩します。 (休憩)
議	長	休憩前に続き会議を再開します。
		【日程第8】
議	長	続いて日程第8、議案第67号、「農地等の贈与税の納税猶予等の適用者に係る引き続

	<p>き農業経営を行っている等の証明願いについて」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>議案第67号、農地等の贈与税の納税猶予等の適用者に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願いについてです。下記の者から証明願が提出されたので、証明の可否決定を求めるものです。ここに記載してございます18名につきましては、現在、贈与税と不動産取得税の納税猶予を受けている方々であります。今回3年に1度の納税猶予の継続届の提出にあたり、平成29年1月1日から平成31年12月31日までの3年間にわたり引き続き農業経営を行っていた旨の証明を求められております。この方々につきまして、引き続き農業経営を行っているかについてご審議を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終了しました。それではただいま事務局から説明のあった案件について、各町単位で引き続き農業経営を行っている等の確認を行うため、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第67号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第9】 続いて日程第9、議案第68号、「令和2年度遠野市農業労賃標準額の設定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>26ページです。議案第68号、令和2年度遠野市農業労賃標準額の設定について、ご説明いたします。令和2年度遠野市農業労賃標準額を別紙のとおり設定しようとするものです。別にお配りしておりますA3の資料、農業労賃標準額表をご覧ください。</p> <p>本案件は2月14日に開催されました機械銀行との令和2年度農業機械銀行農作業標準料金に係る検討会及び2月19日に関係機関、団体である農林振興センター、普及サブセンター、農協、機械銀行、共済組合、森林組合、土地改良区、遠野市認定農業者協議会、市農林課にお集まりいただいて開催した令和2年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会議での協議結果を踏まえた内容となっております。</p> <p>機械の部につきましては、検討会の結果により令和元年度の単価と据え置きとなっております。標準額表の料金は、消費税10%を含んだ金額で表示しております。</p> <p>人力の部につきましては、岩手県の1時間当たりの最低賃金が令和元年10月4日に762円から790円に改正され、1日8時間の賃金が790円×8時間で6,320円となりますが、100円単位で表記し6,400円を下回らない額を設定することが求められております。このため昨年度まで6,100円と設定した作業を6,400円に改める内容としております。また、この300円アップを標準額の各欄に適用して見直しをしております。なお、山林作業のチェーンソーにつきましては300円アップですと昨年度12,600円が今12,900円となるのですが、検討会議の協議により標準額の設定にあたり各団体に対して行った意向調査のうち、遠野地方森林組合の例により1日あたり13,800円を採用しております。配布の方法につきましては昨年度に引き続き3月19日に発行する農業委員会だよりに折り込んで全戸に配布する予定としております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>

議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第68号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
8 番 委 員	8番、河内です。2年前くらいになりますけれども、当農業委員会の議事録について質問等があったと思います。それから経過して先ほども遠野市のホームページを確認しましたけれども、公開なされていない状態です。なぜなされていないのか。そのことについて質問します。
議 長	会議録についてですね。
8 番 委 員	はい。
事 務 局 長	議事録につきましては、今公表しているところは平成29年9月総会までです。経過を説明しますと、29年4月から29年9月までの6カ月間につきましては平成30年6月に公表しています。その後の議事録については、今確認しているところです。私が来たのは平成30年4月からです。来た段階ですでに過去のものがありました。休憩してもらっていいですか。
議 長	暫時休憩します。 (休憩)
議 長	再開いたします。よろしいですか。
8 番 委 員	はい。
議 長	その他、委員の皆様からは。
8 番 委 員	その他事項でありまして、考えることがあったのですけれども、個別に分けて2回目になりますけれども、質問させてください。こういうものを渡されてあまり見る機会がなかったのですけれども、見た結果、調べたいことがあります。その際に農地法の農地所有適格化法人制度ということで農業委員会の総会で毎年度報告する義務が、総会で審議を問うということで書かれていました。この件につきましては、たぶん上程されたことはないと思っておりますけれども、経営状況がどうなっているのかの判断材料と結果、継続されているのかどうかというようなことを含めて、今後に関係してくる事項だと思っておりますけれども、この件は今まで報告等がないというのはどういうことでしょうか。
事 務 局 長	これの何ページですか。

8 番 委 員	18ページ。
事 務 局 長	農地所有適格化法人は遠野市に12団体です。県にはちゃんと報告はしていました。
事 務 局 次 長	農地所有適格化法人ですが、18ページにあって、総会に報告。毎年確認はしております。農地所有適格化法人になろうとするのは、農地を取得する3条の申請にあわせて、農地所有適格化法人の要件が4つ、会社の形態とか、売り上げとか、構成員が農地を出した人とか、耕作している人とか、農作業に1人以上従事しているかとか。農地を最初に取得する3条の総会にかけて要件を審査する、これは総会にかけるということになっていますし、その後は毎年事業年度が終了して3カ月以内に報告書をもろうということ、報告書は全法人からもらっております。年を明けて1月、2月の時期に県への報告、農地所有適格化法人の関係で農地法の施行状況調査というのが県に報告する部分がありまして、その中で要件がどうなっているかという内容で県に報告しています。総会にかけるのは最初の取得の時期。
8 番 委 員	ここにきっちり書かれている。今日じゃなくて結構ですのでお調べいただいて、ご確認していただければと思います。
議 長	再度確認させていただいて、後ほど報告という形にさせたいと思います。その他、委員の皆様からは。
7 番 委 員	7番、新田佐悦です。最初の会長の挨拶の中で、会長にお聞きしたいのですが、マスタープランの見直しの会議に出席したという話でしたが、どういう内容だったのか教えていただければと思います。
議 長	経過報告書の中に市町村農業委員会会長・事務局長研修会及び会議とあるのですけれども、この中の一部でマスタープランの進行の仕方というのを学んできましたのでそれを皆さんの方に開示して、その進め方等をやってもらいたいということになります。
7 番 委 員	今年は5年に1回のマスタープランの見直しだと思っていましたが。会長として、遠野市は国の方針に従って見直しをするのか、遠野市独自の見直しをするのか、その辺をお聞きしたくて質問しましたが。
議 長	マスタープランは進めているのは市の農林課です。農業委員会はそのオブザーバーという形で司会進行を進めてもらいたいということなので。マスタープランについては市の農林課に確認しないと。
7 番 委 員	中間管理事業はマスタープランに関係していると思いますが、最初は見直しが5年となっているところがマスタープランは昨年あたりから10年後となったということで、農業委員会として、マスタープランが10年となると長い感じがするのですが、どういう考え方かと。
議 長	農業委員会は市の方針に従うものですので、農業委員会が5年とか10年とかいう話ではないと思います。
7 番 委 員	私どもの地域では、10年の見直しということになったわけですが、今年が見直し時期に来ています。最初、中間管理事業は5年で見直し時期になって、そして10年になったので、担い手が10年となると70歳の人は80歳になってということで。農業委員会としてはどういう考え方なのか。そのまま進めていくのか、考え方を変えていくものなのか、その辺の会長としての考え方はどうなのか。
議 長	それぞれの地区で5年とか10年とか考え方はあるかもしれませんが、私では

	なく農業委員会として市と一緒に進めていくのが筋だと思います。会長の考え云々は答えられません。
7 番 委 員	中間管理事業に農業委員として従事した気があるのですよ、私は長いですから。最初は5年で、今年は見直しの時期にきて10年だと。
事 務 局 長	人・農地プランと中間管理事業とごっちゃにしているのではないですか。私は昨年から来ていますから5年前のことは分からないのですが、農地中間管理事業は最初の貸出期間が1番短いもので原則10年、中間管理権の設定が10年で今回の議案にもあります。農地中間管理機構に農地を貸す、農地中間管理機構が借り手に農地を貸す、この仲介役が中間管理機構。途中で借りる人が耕作できなくなった場合は借りる人を代えることになる、という感じでとらえています。5年から10年になったというのは人・農地プランの話をされています。人・農地プランはこれから農業委員、推進委員が地区に入って話し合いの進行役をしていかなければならない。その時の、これから作るプランに関してはおおむね5年から10年後の農業の将来の農地管理を入れましょと、簡単に言うところのことです。ただし、この場合は5年後ということで、農家意向調査をやってから5年後をめどにプランを作るということになっていました。これは制度なので会長云々ということにはならないと思っていました。
7 番 委 員	それに関してこの間少し質問をしましたが、農地を担い手に貸してしまったら農協と関係ないから農協をやめますという考え方がかなり出てきました。絶対、農地を持っている以上は農協をやめては困ると話をしているのですが、農協から4,500円の補助金をもらっている、各市町村でもらっているはずですが、今年は3,500円に安くしたいと。それで各農家組合長は、それで運営してくださいという規約になっているわけですが、いろいろ問題があって農協を脱退している人たちがかなり出てきました。その対策をどうしたらいいか。今回、宮守農協と上郷農協の支所がなくなったのは利用率の関係でそうなるそうですが、やっぱり地域から農協がなくなるとは困るということとで何とか利用してもらいたいと。その辺のことをお願いしたいと思います。
議 長	回答を求めているわけですか。
7 番 委 員	いいえ。農業委員会では立場上何ともならないとは思いますが、組合をやめないような、農業委員会でも方針を立ててもらいたいと、意見を申し立ててもらいたいと思います。以上です。
議 長	それは無理だと思います。農業委員会はそこまでは口出しできないと思います。あくまで農協と農業者の関係です。
7 番 委 員	今、農協の話をしたわけですが、中間管理事業をやることによって農家が農地を担い手に貸してしまうので、農協と関係ないから農業をやめてしまうという人たちが出てきている。農業委員会としては関係ないという話ですが、その辺もある程度考えて、遠野の農業が衰退してしまっは困るので、その辺を考えてもらいたいと。以上です。
議 長	その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	事務局からありませんか。
事 務 局 次 長	事務局から何点かお願いがございます。本日推進班の班長さんのところに農家意向調査の書類を置かせていただいております。農林課のほうから、認定農業者になっている方で、話し合いの資料をまとめたり地図を作成するに当たって、この認定農業者の中に農家意向調査をとっていただきたい方が14名ほどおります。して、地区的には

	<p>●●、●●、●●、●●、●●、●●、●●●の7地区なのですけれども、1地区あたり多いところで4名、少ないところで1名という内容になっておりました、名簿と農家意向調査の用紙と最新の農家台帳、農地台帳を資料としてお配りしました。農家台帳につきましては取扱いとか注意していただいていたら事務局に返却をお願いしたいと思います。できましたら3月3日あたりまでに返却いただければと思います。</p>
18番委員	<p>もう少し強い言い方のほうがいいのでは。思いますじゃなくて。いつまでをお願いいたします。</p>
事務局次長	<p>3月3日までをお願いいたします。</p>
18番委員	<p>1年過ぎています。今回は今年のだから。</p>
事務局次長	<p>今のは、人・農地プランの関係で農林課にデータを提供してから、農林課で精査していました。認定農業者でまだ回答してない方がいらっしゃいますし、認定新規就農者は前回、調査の対象に含めませんでしたから、そういった方々も入れて農家意向調査アンケートをきちんとしたものになりたいということです。今回調査するデータは前のデータに追加してこれからの地域の話し合いに生かしていきたいと思います。3月から話合いとかが出てきますから時間はありませんが、よろしくをお願いいたします。</p>
事務局次長	<p>2点目です。今のことと関連がありますが、活動報告書の提出ということでデータをお配りしてました。農地利用最適化交付金の活動実績という交付金がありますが、委員さんに活動していただいて、例えば今のアンケートの部分ですけれども、活動実績をカウントして3月末まで活動した分がそのまま反映できればいいのですけれども、「3月5日が期限です、確定してください」という話が県南局からありまして、それに間に合わない部分とか不確定な部分はあきらめてくださいと先日ありました。今回アンケートの調査に歩いていただいた部分も3月5日までの部分に入れて確定させたいという思いがありまして、3月5日までとお願い申し上げました。2月分の報告書も3月10日までということをお願いしていたところですが、これも同じように3月5日、2月末をめぐりと書いてお配りしてましたけれども、3月5日までに提出をお願いしたいと思います。資料の中ほどに書いておりましたけれども、昨年までは対象になる活動をすれば1日6,000円と交付金が計算されたのですけれども、今回はア、イ、ウと分かれまして、マスタープランのアンケート調査・話合い活動はア、農地集積で相談にのったり利用調整をしたりしたのがイということで計算するような仕組みになっておまして、皆様から出していただく報告書が大事ですので、よろしく申し上げます。</p> <p>令和元年第19号台風災害の義援金ということで、互助会の方から1人1,000円ずつご協力いただいたところです。年間2,000円以上の寄付金が寄付金控除の対象になるということで、預かり書を全国農業会議所で発行するという連絡がありまして、口頭での報告ですけれども、寄付金控除を1,000円の部分も含めて必要だという方は事務局まで申出をお願いしたいと思います。1,000円単体では対象になりませんが、他にも寄付されていて対象になる方はよろしく申し上げます。</p> <p>それから令和元年度個人経営の法人化に係る研修会ということでご案内したところ4名の方が参加ということでお申し込みをいただきまして、その方のところには3月4日10時出発ということでご案内の書き物を置かせていただきました。よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
農地係長	<p>私からは農業者年金の加入推進記録簿の提出について、ということで封筒を一番下の資料に載せております。農業者年金の加入推進委員になっておられる農業委員さんにつきましては年度末に農業者年金の加入推進記録簿というものを提出することになっております。先の6月25日開催の推進委員会でもお話しいたしましたし、10月25日</p>

開催の総会後の協議事項においてもこの件についてはお願いしておるところですが、今年度分活動した部分について令和2年3月25日総会の時までにご提出をいただくようお願いいたします。ここにつけております用紙は1枚なのですけれども、6月総会の時に記録簿を各委員さん方に10枚ずつお配りしております。その用紙を使ってご記入いただきたいと思います。今現在の加入状況ですが、参考のところに載せておりますが、加入目標数4名で今現在1名の加入になっております。その他に今現在農協で手続き中の方が1名おりますので2名ということで、あと2名何とか頑張りたいというところであります。6月の会議の時に町ごとに候補者名簿をお配りしておりますので、その方々を中心にぜひ加入推進にあたっていただきますようお願いしたいと思います。記録簿は3月総会の時に忘れずにご持参いただくようお願いいたします。

以上です。

【閉会】

以上をもちまして、第133回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

午後3時50分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____

同 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____

議

長